

児童生徒健康診断票（歯・口腔）記入方法

歯列・咬合	歯列・咬合の状態は、異常なし = 0、定期的な観察が必要 = 1、専門医（歯科医師）による精密診断が必要 = 2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。
顎関節	顎関節の状態は、異常なし = 0、定期的な観察が必要 = 1、専門医（歯科医師）による精密診断が必要 = 2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。
歯垢の状態	歯垢の付着状態は、ほとんど付着なし = 0、歯面の1/3程度まで付着あり = 1、歯面の1/3以上の付着あり = 2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。
歯肉の状態	歯肉の状態は、歯肉に炎症のない者 = 0、歯肉に軽度の炎症があるが歯石沈着は認められない者で定期的な観察が必要な者（GO）= 1、歯科医師による精密検査や診断・治療が必要な歯周疾患の認められるもの（G）= 2 の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。 ※歯石沈着（ZS）があるが歯肉に炎症のない者はGとせず学校歯科医所見欄にZSと記入し受診を指示。
歯式	<ul style="list-style-type: none"> ★健全歯、むし歯、喪失歯、要注意乳歯及び要観察歯は、補助記号を用いて、歯式の該当歯部に記入。 ★健全歯は乳歯、永久歯とも該当歯部を斜線または連続線で消す。 ★喪失歯（△）は、むし歯が原因で喪失した永久歯のみ、補助記号（△）を該当歯部に記入。 ※外傷・便宜抜歯等で喪失した歯、及び乳歯の喪失歯の該当歯部には何も記入しないが、喪失の原因が分かる場合には学校歯科医所見欄にその旨を記載。また、書類上DMF歯数のMにカウントしない。 ★要注意乳歯（×）は、晩期残存し、後継永久歯や歯列に障害を及ぼす恐れのある乳歯で、補助記号 = ×を該当歯部に記入。 ★むし歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯（○）と未処置歯（C）に区分し、それぞれの補助記号を該当歯部に記入。 ★処置歯（○）は充填、補綴により、歯の機能を営むことができると認められる歯で、補助記号 = ○を該当歯部に記入。 ※むし歯の治療中、及び治療後のむし歯の再発により治療が必要な歯は未処置歯（C）とする。 ★未処置歯（C）は、主として視診にて明らかかなう窩が確認できる歯である。補助記号 = Cを該当歯部に記入し、受診を指示。 ★要観察歯（CO）は、主として視診にて明らかかなう窩は確認できないがむし歯の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、その状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で、補助記号 = COを該当歯部に記入するとともに、学校歯科医所見欄にも記入し、食生活の見直しや清掃の確認等の指導を指示。 ★CO、シーラント処置歯は書類上では健全歯として扱う。
歯の状態	歯式の欄の該当する歯数の合計をそれぞれの該当欄に記入する。
その他の疾病及び異常	口内炎、口角炎等の疾病及び上唇小帯付着異常、中心結節、過剰歯、先天性欠如の疑い、エナメル質形成不全等の異常名と部位を記入。
学校歯科医	学校保健安全法施行規則第9条の規定によって、学校においてとるべき事後措置に関連して、学校歯科医が必要と認める事項を記入押印し、押印した年月日を記入。CO、要注意乳歯、GO、G、補綴を要する、要精検等その他留意すべき事項を記入。
事後措置	学校保健安全法施行規則第9条の規定によって、学校においてとるべき事後措置を具体的に記入する。治療勧告、清掃指導、食生活指導、健康相談等。

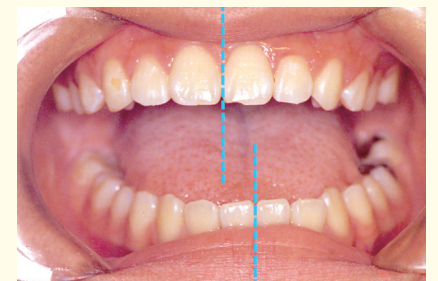
顎関節の診断基準について



軽いタッチで顎関節を触診する



3横指の状態であって、ほぼ正常である



上顎正中に対して下顎正中が左側に偏位しており、開口障害も認められる

○学校での健康診断における診査は、スクリーニングであり疾病診断と理解するべきものではない。

- 0（異常なし）：顎関節部、咀嚼筋の異常を認めず、口の開閉によって開口障害、下顎の偏位、疼痛などの異常所見がなく、さらに本人からの異常の訴えのない者。
- 1（要観察）：開閉口時に下顎の偏位がみられる者。開閉口時に顎関節部に雑音が認められる者。
- 2（要精検）：開口時に顎関節部あるいは咀嚼筋に疼痛を訴える者。顎関節部あるいは咀嚼筋に疼痛が認められる者。開口時に2横指以下の開口障害が認められる者。

CO・GOの意義と対応

要観察歯 (CO = Questionable Caries under Observation) について

1. COの意義

学校歯科保健の分野で要観察歯 (CO) が取り入れられたのは、学校を核として、地域の歯科医療機関と家庭が連携を密にして適切な指導・観察・管理を行うことにより、初期のう蝕病変を疑わせる歯が実質欠損 (う窩) を伴うう蝕病変へ進行するのを予防することを目的としている。

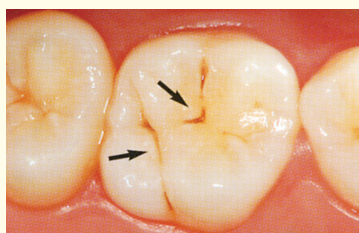
2. COの基準

主として視診にて明らかなう窩は確認できないが、う蝕の初期病変の徴候 (白濁、白斑、褐色斑) が認められ、その状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で、具体的には次のようなものが挙げられる。

1. 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの (CO例1、CO例2)
2. 平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるがエナメル質の実質欠損の確認が明らかでないもの (CO例3、CO例4)
3. 精密検査を要するう蝕様病変のあるもの (特に隣接面) (CO例6)

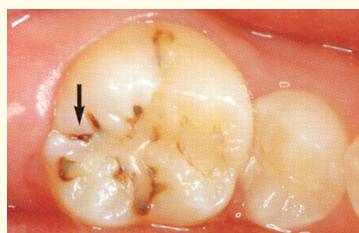
3. 健康診断におけるCOの症例

■ CO例1



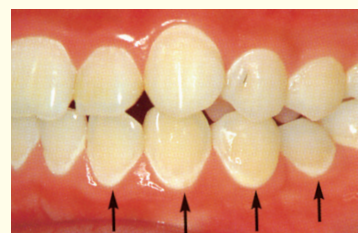
小窩裂溝の着色

■ CO例2



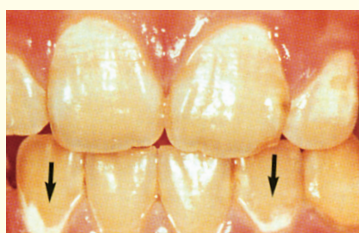
充填物の周囲に見られる着色

■ CO例3



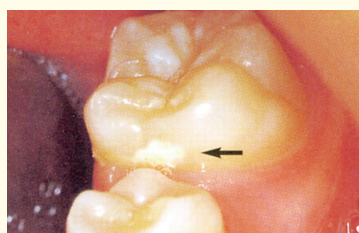
平滑面に見られる白濁

■ CO例4



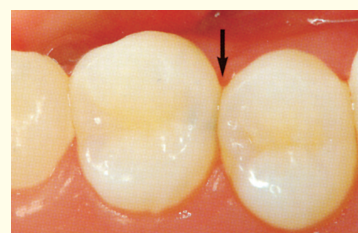
平滑面に見られる白濁

■ CO例5



隣接面に見られる白濁

■ CO例6



隣接面に見られるう蝕病変
(要精検)

CO・GOのねらい

いま、学校歯科保健は、疾病の早期発見やその治療管理への対応から児童生徒が自分の健康を自ら維持管理できる「生きる力」をはぐくむヘルスプロモーションの理念に基づいた対応へと移行しています。

このような「疾病対応から健康対応へ」という考え方において大きな役割を果たしているのがCO・GOの検出です。児童生徒は、自分の身体の一部が疾病に侵されそうな状態にあることに気づき、疾病に傾きかけた歯や肉の健康を取り戻すために生活習慣を自ら振り返ることで、食習慣や歯みがき習慣などの生活習慣を見直すことができるようになることが大切です。そのことは、まさにヘルスプロモーションの考え方そのものであり、CO・GOのねらいなのです。我々学校歯科医は、CO・GOをそれぞれの児童生徒から見つけ出し、その対応方法を指導する重要な役割を担っています。

学校関係者、学校歯科医、地域の歯科医療機関 (かかりつけ歯科医等) は、CO・GOのこのような役割を十分に理解し、お互いの連携を取りながら児童生徒の一人ひとりが行うヘルスプロモーションを支援することが重要です。

歯周疾患要観察者（^{ジー オー}GO = Gingivitis under Observation）について

1. GOの意義

学校歯科保健の分野で歯周疾患要観察者が取り入れられたのは、歯のみがき方・食習慣を含む生活習慣等が適正でないために起こる歯肉炎を早期に発見し、進行を未然に防ぐとともに、健康な歯肉への回復を目的としている。

2. GOの基準

次のような歯肉の状態を言う。

1. 歯肉に軽度の炎症症候が認められるが、健康な歯肉の部分も認められるもの
2. 歯垢の付着は認められるが、歯石の沈着は認められないもの
3. 歯の清掃指導を行い、注意深い歯みがきを続けて行うことによって炎症症候が消退するような歯肉

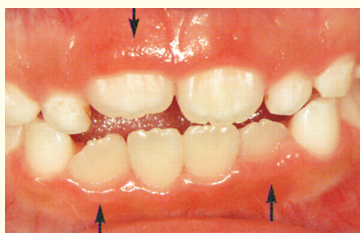
3. 健康診断におけるGOの症例

■ GO例 1



部分的な歯肉炎

■ GO例 2



萌出時の歯肉炎

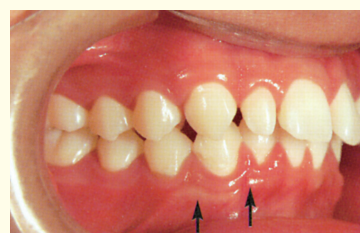
■ 健康な歯肉



中学生の健康な歯肉

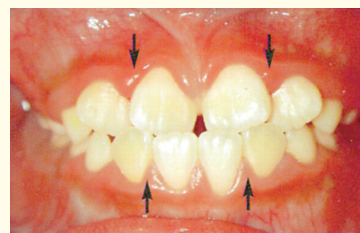
歯肉はひきしまりピンク色を呈し、ステッピングが認められる

■ GO例 3



清掃不良部の歯肉炎

■ GO例 4



叢生による歯肉炎

4. GOのある児童生徒の観察と対応

- 健康診断票への記入は、「歯肉の状態」の「1」をマークし、学校歯科医所見欄に「GO」と記入する。
- 「健康診断結果のお知らせ」に記載し、下記に注意しながら精査、保健指導を行う。
 - ①当該児童生徒に認識させ、歯肉の改善に向けて自覚させる。
 - ②歯の清掃や必要に応じて食生活の改善や生活リズムの改善の保健指導を行う。
 - ③歯科医療機関での精査を行い、状況に応じた対策を指示する。歯の清掃を適切に行い、歯垢除去を図れば、炎症は改善する。